

徳島県訓令第十三号

庁 中 一 般

徳島県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

徳島県統計調査調整規程（昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「時は、」を「時は、」に、「ときは、」を「ときは、」に、「交煙」を「、交煙」に、「証煙は、」を「証煙は、」に、「又は」を「、又は」に、「發格」を「、發格」に、「に定める情報」を「又は第3号に定める情報」に、「懲役」を「拘禁刑」に、「その」を「、その」に、「大きさは、」を「大きさは、」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年六月一日から施行する。ただし、様式第三号の改正規定（「懲格」を「甚懲刑」に改める部分を除く。）は、同年一月一日から施行する。